

【資料 3】

若者チャレンジ応援事業（新規採択分）業務 委託企画提案競技 審査基準

1 概要

企画提案書の審査は、「若者チャレンジ応援事業（新規採択分）業務委託審査委員会」において行う。

2 審査方法

- （１）審査員ごとに別添「企画提案競技評価票」を用い、評価を行う。
- （２）評価は、各評価項目について次の評価基準により５段階で行い、各評価項目に応じた係数を乗じて評価点を算出する。ただし、評価項目「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組については上記評価方法によらず、別紙の評価基準ごとの評価点を与えるものとする。

評点基準

評価点	評価基準
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

- （３）（２）で算出した各審査員の合計得点が最も高い企画提案を選定する。ただし、評価項目のうち「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」以外の項目について積み上げた評価点の合計が５割に満たない場合は選定しない。

なお、合計得点が最も高い企画提案が複数ある場合には、審査委員間の協議により順位を決定する。

令和７年度若者チャレンジ応援事業（新規採択分）業務委託
企画提案競技評価票

分 類	評 価 内 容	評価点 ①	乗じる 係数②	配点 ①×②
共通項目（２５点）				
１ 基本方針	業務委託の趣旨を十分理解しているか。	５	１	５
２ 事業の実施体制	業務を遂行する上で十分な実施体制と評価できるか。	５	１	５
３ 実施スケジュール	実施時期や期間等は仕様書を踏まえているか。また、準備期間を考慮した現実的なものと評価できるか。	５	１	５
４ 事業経費の妥当性	経費の積算に当たり、全ての業務について過不足なく項目出しと数量計上をしているか。	５	１	５
５ 個人情報の管理	業務上知り得た個人情報等について、適切な管理が行われる体制となっているか。	５	１	５
個別項目（６５点）				
１ 機運醸成のための各種プロモーション	本事業の情報を、県民に対して効果的かつ戦略的に周知できる内容となっているか。	５	１	５
	メインビジュアル・ホームページは挑戦への機運を高めるクリエイティブなものになっているか。	５	１	５
２ 応募者掘り起こしプロモーション・応募受付	若者に刺さり、多くの応募が期待できるようなプロモーション内容となっているか。	５	１	５
	応募の受付や問合せへの対応に要する体制は、安定的なものとなっているか。	５	１	５
３ 企画練り上げ支援	ワークショップの内容は、応募者にとって魅力的かつ有益なものとなっているか。	５	１	５
	参加者同士やアドバイザー等との交流を促進し、事業化に必要なネットワークを形成するための工夫は十分か。	５	１	５
	オンラインによる相談対応は、応募者の成長に資する内容・体制・手法になっているか。	５	１	５
４ 審査会運営業務	公平性を確保し、多様な視点から審査を行う外部審査員を確保できるか。	５	１	５
	面接審査会の実施方法について具体的に提案されているか。集客や事業ＰＲにも考慮した内容となっているか。	５	１	５
５ 企画実現支援	採択者の進捗状況の管理、伴走支援、実践に至るまでの方針は支援期間終了後を見据えた効果的な内容となっているか。	５	２	１０
	アドバイザー、メンター等の支援体制は多様な採択テーマに対応できるものとなっているか。	５	１	５
６ その他提案（加算要素）	提案内容に提案者の独自性が盛り込まれているか。また、特別考慮できるような加算要素があるか。	５	１	５
「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組（１０点）				
１ 賃金水準の向上	評価基準は別紙のとおり。	５	１	５
２ 女性の活躍推進	評価基準は別紙のとおり。	５	１	５
合 計				100

**企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」
に係る取組の評価基準（100点満点の場合）**

評価項目	設定区分例			配点	
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表	1.50%以上		3	最大 5
		2.00%以上		4	
		3.00%以上		5	
				0.5	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	各	最大 0.5
			次世代法 ※2	0.25	
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※2	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
		若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5	
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		各 0.5	最大 1
		女性の活躍推進企業表彰 ※3			
		子ども・子育て支援知事表彰 ※3			
		男女共同参画社会づくり表彰			

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。